

通達甲（交・駐・駐1）第8号

平成18年5月19日

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

駐車監視員資格者講習等実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、駐車監視員資格者講習等実施要綱を制定し、平成18年6月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

講習及び認定考査を適正に実施するため、新たに要綱を制定するものである。

別添

駐車監視員資格者講習等実施要綱

第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号の規定に基づき、東京都公安委員会が駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者に対して、放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）並びに同講習修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定に係る審査（以下「認定考査」という。）を適正に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

講習及び認定考査（以下「講習等」という。）の実施については、法、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）、東京都道路交通規則（昭和46年東京都公安委員会規則第9号）等に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第3 講習等の実施体制

1 講習管理者

駐車対策課長は、講習管理者として講習等の実施について、全般的な責任を負うものとする。

2 講習責任者

(1) 駐車対策課長は、講習等を適正に実施するため、警視庁放置駐車対策センター所長を講習責任者に指定するものとする。

(2) 講習責任者の任務は、次のとおりとする。

ア 講習計画の作成に関すること。

イ 講師に対する教養及び教材に関すること。

ウ 修了考査及び認定考査（以下「修了考査等」という。）の実施及び合否の判定に関すること。

エ 講習効果の検証及び講習内容の改善に関すること。

オ その他講習等に関する必要な事項

3 講師

- (1) 講習責任者は、講習科目等に応じて、知識経験及び教育能力において十分な適格性を有する警部補以上の階級にある者のうちから、講師を選任するものとする。
- (2) 講師は、講習科目に関する研究に心掛け、受講者の放置駐車関係法令の知識の向上が図られるよう、講習内容の充実に努めるものとする。

4 講習補助員

- (1) 講習補助員は、警部補以下の警察官又は同相当職の一般職員をもって充てるものとする。
- (2) 講習補助員は、講師の指示に従い、資料の配付、視聴覚器材の設置及び操作並びに受講者に対する的確な対応など、当該講習が円滑に実施されるように補助するものとする。

第4 講習日等

1 講習日

講習は、原則として連続した2日間の講義の後、概ね1週間後に修了考査を実施するものとする。

2 講習時間等

講習の開始時刻、終了時刻等は、原則として次表のとおりとする。

| 区 分 | | 講習日 | 講習時間 | 開始時刻 | 終了時刻 |
|--------|------|--------|------|----------|----------|
| 講 習 | 講 義 | 第1日目 | 7時間 | 午前 9時30分 | 午後 5時40分 |
| | | 第2日目 | 7時間 | 午前 9時30分 | 午後 5時40分 |
| | 修了考査 | 概ね1週間後 | 1時間 | 午前10時 | 午前11時 |

3 講習科目等

講習科目、講習細目、講習時間等については、別表の「講習科目、時間割等に関する細目」(以下「講習細目」という。)によるものとする。

第5 講習の実施等

1 講習の公示

講習を行うときは、委託規則第6条の規定による公示を行うほか、警視庁ホームページに登載するなど、講習の実施に関し、必要な事項の周知を図るものとする。

2 講習計画の作成

講習責任者は、講習実施予定日の1か月前までに、講習細目に従い、講師の氏名、講

習補助員の人数、使用する教材、用意すべき視聴覚器材の種類及び数量等について検討の上、適切な講習計画を作成するものとする。

3 講習の受付

- (1) 受付開始時刻は、受講人員の多寡に応じ、講習の実施に支障が生じないように、講習責任者が適宜指定するものとする。
- (2) 講習補助員は、受講者から受講票の提示を受け、本人であることを確認の上、検印し、指定場所に着席させるものとする。

4 講習の実施方法

講習責任者は、次のとおり講習を実施するものとする。

- (1) 講習は、講習計画に基づき、適正かつ効果的に実施すること。
- (2) 講習用に作成されたテキストのほか、ビデオ、スライド等視聴覚器材を用いることにより、講習効果が高まると認められる場合には、積極的に視聴覚器材を活用すること。
- (3) 講習の実施に当たっては、受講人員を勘案し、講習補助員を必要数配置して行うこと。

5 修了考査

- (1) 修了考査は、原則としてすべての講習科目を受講した者について実施すること。ただし、当該講習科目の概ね10時間以上受講した者のうち、残りの講習科目につき受講できなかった理由が、病気、交通途絶、その他社会の慣習等からやむを得ない事情があるものについては、修了考査を受けることができる。
- (2) 修了考査は、正誤式の筆記試験により行うものとし、合否の判断基準については、正解率90パーセント以上の者を合格とするものとする。

6 講習中止の措置

(1) 指示に従わない者等の措置

講習責任者は、受講者が講師等の指示に従わないため、講習会場の秩序維持に支障があると認めるとき及び修了考査における不正行為を認めるときは、当該行為を行った者に対し、当該講習の受講を中止させることができる。

(2) 事故者等の措置

講習責任者は、講習中に、受講者から病気その他の理由により、受講を辞退する旨

の申出があった場合は、他の受講者の妨げとならないように退場させるものとする。

第6 合否の伝達及び駐車監視員資格者講習修了証明書の交付等

- 1 修了考査の合否判定をしたときは、速やかに受講者に判定結果を通知するものとする。
- 2 合格者に対しては、委託規則別記様式第1号の「駐車監視員資格者講習修了証明書」を、原則として即日交付するものとする。
- 3 不正な手段により合格した者があるときは、その合格を取り消すものとする。この場合において、合格を取り消した者に駐車監視員資格者講習修了証明書を交付しているときは、次の措置をとるものとする。
 - (1) 受講者に対して改めて講習修了の判定結果を通知し、当該駐車監視員資格者講習修了証明書の返納を求めること。
 - (2) 警察庁及び道府県警察に対し、別記様式の「駐車監視員資格者講習修了証明書・認定書不正取得者通知書」により、当該駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた者の氏名、生年月日、住所等を速やかに通知すること。
- 4 駐車監視員資格者講習修了証明書を交付する際は、駐車監視員資格者証交付申請の手続について教示するものとする。

第7 認定考査

認定考査は、前記第5の5及び6並びに第6に準じて実施するものとする。この場合において、第5の5及び6並びに第6中「修了考査」とあるのは「認定考査」と、第6中「駐車監視員資格者講習修了証明書」とあるのは「認定書」と、第6の2中「委託規則別記様式第1号の「駐車監視員資格者講習修了証明書」とあるのは「委託規則別記様式第2号の「認定書」と読み替えるものとする。

第8 修了考査等に係る留意事項

- 1 修了考査等に使用する問題用紙については、講習責任者が施錠のあるロッカーに保管し、適正に管理するものとする。
- 2 修了考査等において配付した問題用紙は、修了考査等の終了後確実に回収し、裁断処分をするなど、出題した問題の散逸防止を徹底するものとする。

第9 講習等の実施結果の報告

講習責任者は、講習又は認定考査を終了した都度、駐車対策課長に報告するものとする。

別表

講習科目、時間割等に関する細目

【第1日目】

| 日 | 講習科目 | 講習細目 | 講習時間 | 指導内容 |
|-------------|-----------------------|---------------------------|------|---|
| 第 一 日 | 交通警察総説 | 駐車問題及び交通警察 | 1時間 | 駐車問題をはじめとする道路交通を取り巻く諸問題について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問題の現状等を説明し、これに対処する交通警察のあり方を理解させる。 |
| | | 交通警察の基礎知識 | | これまでの交通警察による総合的な駐車対策について、具体的事例を挙げて説明し、理解させる。 |
| | 新たな駐車対策法制及び駐車監視員制度 | 違法駐車取締り及び確認事務の民間委託のための仕組み | 2時間 | 交通反則通告制度等の運転者責任の追及及び放置違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続等について説明し、その仕組みを理解させる。 確認事務の委託の制度について説明し、理解させる。 |
| | | 駐車監視員制度の概要 | | 駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、その義務等について説明し、駐車監視員制度を理解させる。 |
| | 放置車両の確認に必要な基礎知識(1) | 道路の基礎知識 | 2時間 | 道路の意義、分類等について説明し、理解させる。 |
| | | 車両の基礎知識 | | 車両の意義、分類等について説明し、理解させる。 |
| | | 交通規制の基礎知識 | | 車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、理解させる。 交通規制の意義、主体、方法、効力発生要件等について説明し、理解させる。 |
| | 放置車両の確認に必要な基礎知識(2)～前半 | 放置車両の意義 | 2時間 | 駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。 |
| | | 駐車に関する道路交通法の規制 | | 駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制、成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。 駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。 |
| | 小 計 | | | 7時間 |

【第2日目】

| 日 | 講習科目 | 講習細目 | 講習時間 | 指導内容 |
|---------------|-----------------------|----------------|------|--|
| 第 二 日 | 放置車両の確認に必要な基礎知識(2)～後半 | 放置車両の意義 | 2時間 | 駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。 |
| | | 駐車に関する道路交通法の規制 | | 駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制、成立要件等を図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。 駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。 |
| | 放置車両の確認等の実施要領等 | 放置車両の確認等の実施要領等 | 4時間 | 駐車監視員による放置車両の確認及び標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。 放置車両確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。 個々の違反種別及び違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。 各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行う際に、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に説明し、理解させる。 |
| | | 放置車両確認時の留意事項 | | |
| | | 誤りやすい違反種別の認定要領 | | |
| 基本的な心構え及び職務倫理 | 駐車監視員の責任 | 1時間 | | 駐車監視員に係る秘密保持義務及びみなし公務員制度について説明するとともに、駐車監視員の仕事の社会的意義を説明し、その責任等について理解させる。 |
| 小 計 | | | 7時間 | |

【第3日目】(第2日目から概ね1週間後に実施)

| 日 | 講習科目 | 講習細目 | 講習時間 | 指導内容 |
|-------------|------|--------------|------|--|
| 第 三 日 | 修了考査 | 筆記試験(正誤式50問) | 1時間 | 講習終了後概ね1週間後に修了考査を実施して、履修状況を考査することにより、講習効果を高める。 |

講習時間合計 3日間(15時間)

別記様式

第 号
年 月 日

殿

警 視 庁 交 通 部 長

駐車監視員資格者講習修了証明書 不正取得者通知書
認 定 書

下記の者に係る駐車監視員資格者講習修了証明書又は認定書については、不正な手段により交付を受けたものであるから通知します。

記

(ふりがな)

- 1 氏 名
- 2 生 年 月 日
- 3 住 所
- 4 交 付 年 月 日
- 5 修了証明書番号・認定書番号
- 6 返納を求めた年月日
- 7 返納を求めた理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。